



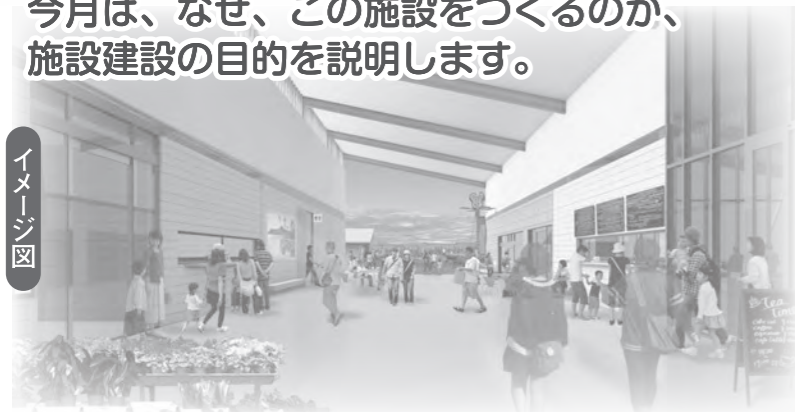
観光と農業のにぎわい 7



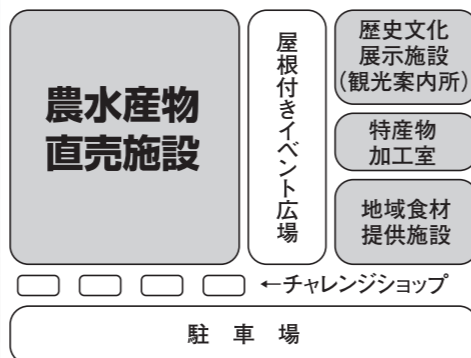
～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

今月は、なぜ、この施設をつくるのか、施設建設の目的を説明します。

イメージ図



【施設配置図】



農水産物の生産拡大を図るための販路(売場)確保



食の安全・安心を図るための地産地消



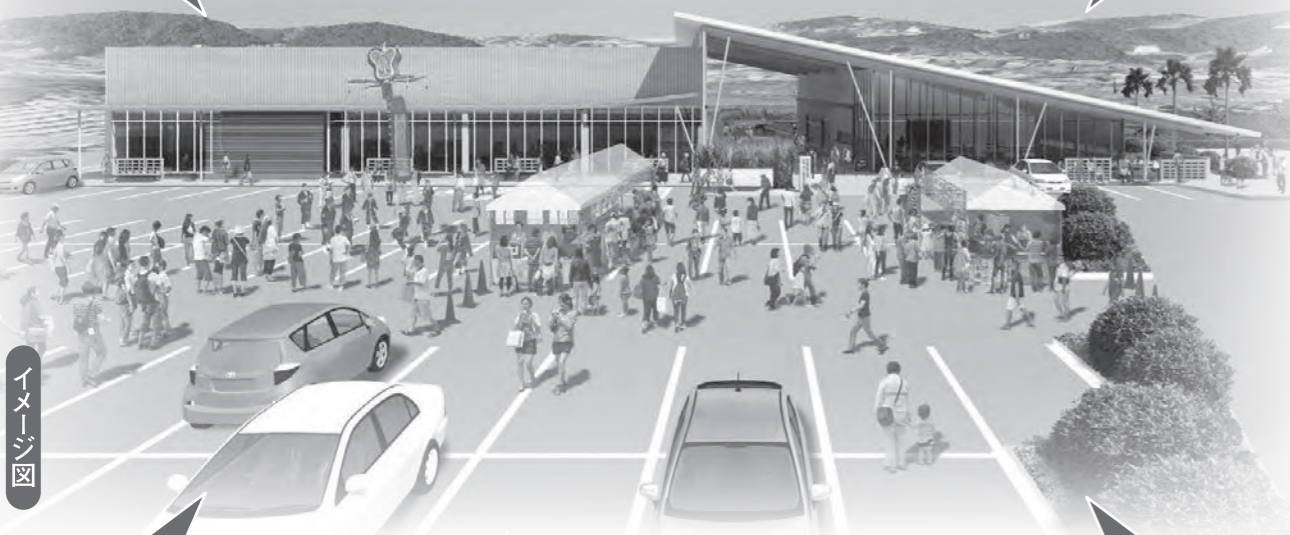
町の特産品開発及び6次産業化の推進



生産者の所得向上や雇用の創出



イメージ図



地域文化の学習及び伝統文化の継承



地域のイベントや行事等の情報発信



地元食材を使った料理の提供



情報交換や憩いの場



【お問い合わせ】 建設部産業課 農地農政係 ☎ 945-4540

引っ越しごみについて



引っ越しの際に出るごみで、出し方が守られていないごみは収集されないことがあります。

1回に出せるごみの量が決まっていますので、大量にごみを出す時は、計画的に出すようお願いします。以下の点にご注意ください。

●粗大ごみや家電リサイクル法対象品

→ 収集方法を確認の上、ごみ出しをお願いします。

●家庭から大量に出るもえるごみやもえないごみ

→ 一度に出したい場合は個人で東部清掃施設組合に直接持ち込むことになっています。(持ち込み前に、申請が必要です)

●無料回収をうたう不用品回収業者

→ 利用することのないようお願いします。

(後で料金を請求されたり、不適正な処理や不法投棄に巻き込まれたりするなどのトラブルが発生しています)

注意

資源ごみの収集は、祝日及び振替休日がお休みになります。ご確認の上、ごみ出しをお願いします。

【お問い合わせ先】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎ 945-5018

【農地転用を考えている方へ】

農地を耕作以外の目的で使用(住宅・資材置場・駐車場など)する場合、**事前**に農地法に基づく手続きが必要です。しかし、手続きが不要であると誤解されている事例(下記参照)が見られます。ご注意ください。

(事例)

- ・市街化区域内の農地に住宅を建築する場合
- ・住宅建築のため、隣の農地を借りて一時的に資材置場として使用する場合
- ・公共事業を行うために、資材置場として使用する場合

「市街化区域」であっても、使用が**「一時的」**であっても、目的が**「公共事業」**であっても原則として農地法の手続きは必要です。

登記地目や現況が「畑」または「農振農用地区域内」などで転用を計画されている方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎ 945-5281

断熱防水 断熱塗装

コンクリート補修

サンリフォーム沖縄

西原町字内間111-2
TEL.882-9155

西原町補助金制度
省エネ工事・最高20万円

お見積り無料

お気軽にお電話下さい!

☎ 0120-882-916

